

町職員の給与などの概要

庶務課 内線284

町職員の給与などについて、平成21年4月1日現在の概要をお知らせします。
人事行政の運営等の状況の詳細は、町ホームページ、庶務課窓口で公表しています。

給与決定のしくみ

職員の給与は、地方公務員法その他の法令により、国や他の地方公共団体の職員の給与、生計費、民間企業従業員の給与水準とのバランスなどを考慮して、町の条例で定めることになっています。

給与の種類とその内容

町職員の給与

毎月支給されるもの

給料

職種や職務に応じた給料表に定める額

地域手当

給料・扶養手当・管理職手当の合計額の5%

地域手当

平成22年4月から0%（不支給）とします。

扶養手当

区 分	支給月額
配偶者	13,000円
配偶者以外の扶養親族(一人につき)	6,500円
配偶者のいない場合の扶養親族のうち一人	11,000円
16歳から22歳の子の加算(一人につき)	5,000円

住居手当

区 分	支給月額
持ち家(新築または購入から5年間)	2,500円
借家(限度額)	27,000円

通勤手当

区 分	支給月額
交通機関利用者	運賃等相当額 限度額 55,000円
交通用具利用者	片道2km以上から支給 2,000円～

管理職手当

管理職の職責に応じて31,900円～68,400円を支給

管理職手当

平成21年4月から部長級は20%、課長級・副課長級は10%を減額しています。

勤務した実績に応じて支給されるもの

時間外勤務手当

正規の勤務時間を超えて勤務したときに支給される手当(管理職は除く。)

特殊勤務手当

危険、困難、健康に良くない業務などに従事したときに支給される手当
(消防業務手当、清掃業務手当、防疫作業手当の3種類)

保育業務手当は平成16年4月から、徴収事務手当は平成17年4月から不支給としています。

その他

日直手当など

その他

期末勤勉手当

民間企業のボーナスに相当する手当(年間4.5月分)

平成21年度は人事院勧告に準じて、4.15月分に引き下げました。
役職加算率(期末勤勉手当)は、平成17年4月から一律に2.5%減としています。

退職手当

区 分	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分

※退職手当の支給率は、本町が加入している神奈川県町村職員退職手当組合の条例によるものです。